

様式 A - 2

不利益処分一覽表

(令和 6 年 (2024 年) 1 月 11 日作成)

[所管：環境部家庭ごみ事業課]

[illegible]

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		特定再生資源等の収集又は運搬の禁止命令
根拠法令及び条項		廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
所管部課（室）係名		環境部家庭ごみ事業課
処 分 基 準	関係条項	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 21 条の 2
	基 準	（収集又は運搬の禁止等） 第 2 1 条の 2 市並びに市から収集又は運搬の委託を受けた者及び再生資源集団回収登録行商者（紙類，缶類等の収集又は運搬を業として行う者のうち，市長が別に定めるところにより，市長の登録を受けたものをいう。）以外の者は，一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物のうち，紙類，缶類その他の再資源化の対象となるものとして市規則で定めるもの及び粗大ごみ（以下この条において「特定再生資源等」という。）を収集し，又は運搬してはならない。 2 市長は，前項の規定に違反して，特定再生資源等を収集し，又は運搬した者に対し，これらの行為を行わないよう警告することができる。 3 市長は，前項の規定による警告を受けた者がその警告に従わず，特定再生資源等を収集し，又は運搬したときは，その者に対し，これらの行為を行わないよう命じることができる。
	参考事項	
備考		